

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和3年2月22日

広島県知事 湯 崎 英 彦



1 業務内容

(1) 業務名

広島県首都圏広報活動サポート業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 事業予算額

26,738千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、契約時には、取材実費等※として、これとは別に26,777千円（消費税及び地方消費税を含む）を加えて契約する予定。

※取材実費等：メディア誘致のために必要となる、取材旅費・宿泊費・タイヤップ記事掲載料・メディア誘致を前提としたイベント開催に係る経費、その他取材に関連して発生する経費など、県と事前に調整した上で、本県のブランドイメージや認知度の向上のために必要と認めた経費。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (4) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局ブランド・コミュニケーション戦略チーム（広島県庁本館1階）
電話（082）513-3446

イ 交付期間

令和3年2月22日（月）から令和3年3月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和3年3月5日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和3年3月8日（月）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和3年3月16日（火） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県首都圏広報活動サポート業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

審査は、提案書の評価による第1次審査とプレゼンテーションによる第2次審査を行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

① 提案書の提出が3件を超えた場合、全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。

② 審査に当たっては、電話又は電子メールにより個別に提案内容の確認を行うことがある。

③ 第1次審査の結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和3年3月19日（金）

イ 方法：参加資格確認申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査により選定された提案に対し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

① 日 時：令和3年3月23日（火）

② 場 所：WEB会議システムを利用

③ その他：開始時間等の詳細は第1次審査通過者に対し、別途通知する。

(4) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県首都圏広報活動サポート業務委託 提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(5) 結果の通知

令和3年3月24日（水）までに、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「16 A 広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保

証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 公募型プロポーザルの延期及び中止

この公募型プロポーザルによる契約は、広島県議会における当該契約に係る令和3年度歳入歳出予算が成立したときを持って効力を生じるものとし、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局ブランド・コミュニケーション戦略チーム（広島県庁本館1階）

電話 (082) 513-3446 ファクシミリ (082) 228-4429